

平成23年第7回定例会

階上町議会会議録

平成23年 9月 6日 開 会
平成23年 9月 9日 閉 会

階 上 町 議 会

平成 23 年第 7 回階上町議会定例会

議事日程第 1 号

平成 23 年 9 月 6 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	浜 谷 貴 樹 君	2 番	松 尾 國 治 君
3 番	百 目 木 和 俊 君	4 番	大 江 和 夫 君
5 番	林 貢 君	6 番	加 藤 祐 君
7 番	重 文 字 勝 義 君	8 番	鹿 原 章 男 君
9 番	石 川 清 人 君	10 番	山 田 恵 治 君
11 番	郷 州 公 典 君	12 番	松 森 蒿 君
13 番	畑 中 弘 實 君	14 番	木 村 勝 彦 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君 副 町 長 久 保 和 子 君

教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	上 博 文 君
町 民 課 長	上 野 文 生 君	保 健 福 祉 課 長	梨 子 謙 一 君
産 業 振 興 課 長	荻 ノ 沢 甚 逸 君	建 設 課 長	田 中 昇 君
教 育 課 長	沼 沢 範 雄 君	会 計 管 理 者	寅 谷 信 廣 君
総 務 課 指 導 監	南 正 人 君	町 民 課 指 導 監	木 村 良 三 君
建 設 課 指 導 監	佐 京 孝 信 君	石 鉢 ふ れ あ い 交 流 館 長	田 中 武 美 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	境 栄 治 君	代 表 監 査 委 員	志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長	浜 谷 操 君	総 務 G L 長	根 工 君
総 務 課 主 幹	平 戸 真 澄 君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 23 年第 7 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、9 番 石川清人君、10 番 山田恵治君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月9日までの4日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月9日までの4日間と決定いたしました。

日程第3、この際、認定第1号 平成22年度決算の認定についての件から議案第11号 平成23年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についての件まで、14件を一括して上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長(浜谷豊美君) ハイ。

議長(木村勝彦君) 町長 浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) 本日ここに、平成23年第7回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思います。

認定第1号 平成22年度決算の認定について、ご説明申し上げます。

平成22年度決算の認定に付す案件は、一般会計と6つの特別会計合わせて7件であります。

それでは始めに、平成22年度階上町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入額は、55億9,984万5,317円で、歳出額は、54億3,254万356円となりました。

これにより歳入歳出差引額は、1億6,730万4,961円となりますが、平成23年度への繰越事業に係る1,978万3千円の一般財源分がございますので、実質収支額は、1億4,752万1,961円となります。

この実質収支額のうち地方自治法の規定に基づく基金への積立額を8,000万円としたことにより、平成23年度への繰越額は6,752万1,961円となりました。

歳入を款別に構成比率で見てみますと、地方交付税が42.4%で最も高く、対前年度比では、6.8ポイント増となりました。

2番目は、町税の18.2%で、対前年度比では、1.4ポイントの増となりました。

3番目は、国庫支出金の9.9%で、対前年度比では、4.5ポイントの減となりました。

た。

また自主財源及び依存財源の構成割合をみてみますと、自主財源が 25.7%、依存財源が 74.3%となりました。

自主財源では、町税の徴収率は下がったものの一定額確保することができ、依存財源では地方交付税が平成 21 年度に引き続き増額となりました。

次に歳出を款別に構成比率でみてみますと、民生費が 24.1%で最も高く、主なものは、障害者福祉費、老人福祉費及び児童福祉費の扶助費、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金等であり、対前年度比では、5.4 ㇿの増となりました。

2 番目は、公債費の 17.6%で、対前年度比では、0.5 ㇿの減となりました。

3 番目は、総務費の 17.3%で、対前年度比では、0.6 ㇿの減となりました。

主なものは、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金、電子計算機管理費、コミュニティバス運行委託料等であります。

また歳出を性質別に構成比率でみてみますと、人件費、扶助費及び公債費で構成される義務的経費は、47.7%で、対前年度比では、4.7 ㇿの増となりました。

普通建設事業費及び災害復旧事業費等で構成される投資的経費は、10.1%で、対前年度比では、7.6 ㇿの減となりました。

物件費、維持補修費、補助費等、積立金、出資金貸付金及び繰出金で構成されるその他の経費は、42.2%で、対前年度比では、2.9 ㇿの増となりました。

これらの平成 22 年度決算を踏まえ、当町の財政指数をみてみますと、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられている経常収支比率は、90.4%で、対前年度比では、0.7 ㇿの減となり、21 年度に引き続き下がってはいるものの、依然として高い数値となっています。これは扶助費の増加が主な要因であります。

また地方債現在高は、元金ベースでのプライマリーバランスの均衡を維持することで 89 億 3,612 万 6 千円となり、前年度より 2 億 5,623 万 2 千円の減となりました。

歳出においては、社会保障費である扶助費や繰出金の増嵩が予測される一方で、収入では、地方交付税が 21 年度に引き続き増額となったものの、町税が減収になるなど、今後も町税並びに国から交付される財源については予断を許さない状況にあります。

今定例会において、地方財政健全化法のもと、健全化判断比率並びに資金不足比率について報告させて頂いておりますが、歳出全般にわたり徹底した抑制、効率化を図り、財政の健全化に引き続き取り組んでいく所存であります。

次に、平成 22 年度階上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明

申し上げます。

収入済額は、17 億 7,266 万 193 円で、歳出支出済額は 16 億 6,426 万 6,806 円で、歳入歳出差引残額は、1 億 839 万 3,387 円となり、うち 6,000 万円を国保会計調整基金へ繰り入れいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税の 4 億 8,438 万円、国庫支出金の 4 億 9,551 万円、療養給付費等交付金の 1 億 1,246 万円、前期高齢者交付金の 2 億 122 万円、県支出金の 8,911 万円、共同事業交付金の 2 億 1,812 万円で、あわせて歳入総額に占める割合は 90.3%、また繰入金は 1 億 573 万円で 6.0%であります。

歳出の主なものは、保険給付費の 10 億 8,664 万円、後期高齢者支援金等の 2 億 1,355 万円、介護納付金の 1 億 1,517 万円、共同事業拠出金の 2 億 975 万円で、あわせて歳出総額に占める割合は、97.6%となりました。

次に、平成 22 年度階上町老人保健特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、100 万 4,781 円で、支出済額は 100 万 2,842 円で、歳入歳出差引残額は、1,939 円となりました。

歳入は、繰入金の 19 万円、諸収入の 81 万円であります。

歳出の主なものは、諸支出金であります。

次に、平成 22 年度階上町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、3,820 万 6,220 円で、支出済額は、3,787 万 6,825 円で、歳入歳出差引残額は、32 万 9,395 円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が、690 万円で歳入総額に占める割合は、18.0%であります。一般会計繰入金は、3,089 万円で、80.9%となりました。

歳出の主なものは、施設管理費の 1,207 万円で、歳出総額に占める割合は、31.9%であります。公債費は、2,546 万円で、67.2%となりました。

次に、平成 22 年度階上町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は、9 億 1,462 万 6,539 円で、支出済額は 8 億 9,930 万 3,882 円で、歳入歳出差引残額は、1,532 万 2,657 円となり、うち 1,484 万 5,985 円を介護給付費準備基金へ繰り入れいたしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金の 2 億 6,271 万円、国庫支出金の 2 億 2,011 万円、県支出金 1 億 2,603 万円で、歳入総額に占める割合は、66.6%であります。

保険料収入は、1億5,432万円で、16.9%、繰入金は、1億4,766万円で、16.1%となりました。

歳出の主なものは、保険給付費の8億5,178万円で歳出総額に占める割合は、94.7%であります。

次に、平成22年度階上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、2億1,026万6,727円で、支出済額は、2億895万905円で、歳入歳出差引額は、131万5,822円となりますが、平成22年度から平成23年度への繰越事業である工事費に係る繰越財源66万1千円がございますので、実質収支額は、65万4,822円となります。

歳入の主なものは、国庫支出金の3,752万円で、歳入総額に占める割合は、17.8%であります。負担金及び分担金は、3,055万円で、14.5%、一般会計からの繰入金は、6,101万円で、29.0%、町債は、5,950万円で、28.3%となりました。

歳出の主なものは、事業費の1億1,580万円で、歳出総額に占める割合は、55.4%であります。公債費は、4,680万円で、22.4%となりました。

次に、平成22年度階上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、8,568万3,958円で、支出済額は8,516万7,885円で、歳入歳出差引残額は、51万6,073円となりました。

歳入の主なものは、保険料の4,773万円、繰入金の3,688万円で、歳入総額に占める割合は、98.8%であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の7,615万円で、歳出総額に占める割合は、89.4%であります。

報告第1号 平成22年度健全化判断比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度の健全化判断比率として算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について報告するものであります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに黒字であるため比率はございません。

次に、実質公債費比率は15.3%で、前年度より1.8ポイント改善しております。これはこれまで町債の借入額を元金返済額よりも抑制したこと、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金が減額になったこと

などによるものであります。

次に、将来負担比率は 104.0%で、前年度より 33.1 ポイント改善しております。これは、元金ベースにおけるプライマリーバランスの均衡を維持することで町債残高を着実に減少させたこと、債務負担行為額や退職手当支給予定額の減額などにより、一般会計が将来負担すべき額が減額となったことによるものです。

報告第 2 号 平成 22 年度資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 22 年度の資金不足比率について報告するものであります。

公共下水道事業特別会計及び漁業集落排水事業特別会計は、ともに黒字であるため比率はございません。

議案第 1 号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、公共下水道審議会について、汚水処理事業全体を広く検討可能な審議会とするため提案するものであります。

議案第 2 号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、公共下水道審議会についての一部改正、スポーツ基本法の施行に伴い、委員等の名称について所要の改正及び条文整理をするため提案するものであります。

議案第 3 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、災害弔慰金を支給する遺族の範囲について、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 4 号 階上町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての件と議案第 5 号 階上町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、月中途における使用開始等における、使用料の計算方法及び汚水区分等を改めるため提案するものであります。

議案第 6 号 平成 23 年度階上町一般会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額からそれぞれ 3,393 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 59 億 6,039 万 5 千円とするものです。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金 1,185 万 8 千円、繰入金 1 億 8,481 万円等を減額し、地方交付税 6,194 万 1 千円、繰越金 5,752 万 3 千円、町債 3,150 万円等を追加するものであります。

歳出につきましては、衛生費 1,878 万 9 千円等を減額し、総務費 364 万 4 千円、土木費 617 万 1 千円、消防費 446 万 4 千円等を追加するものであります。

歳出のうち、津波記念碑設置に係る経費 103 万円、道路維持に係る経費 500 万円、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償等への対応に伴う追加掛金として、県市町村総合事務組合負担金 387 万 6 千円等を計上しております。

次に第 2 表債務負担行為補正であります。指定管理者制度導入に伴う、農村活性化センターの指定管理料の債務負担行為を変更するものであります。

次に第 3 表地方債補正であります。これは、災害廃棄物処理対策に係る追加分と既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 7 号 平成 23 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4,997 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 18 億 5,141 万 9 千円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものは、歳入につきましては、国庫支出金 227 万 4 千円、繰越金 4,839 万 2 千円を追加し、前期高齢者交付金 69 万 6 千円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費 101 万 3 千円、後期高齢者支援金等 40 万 8 千円、諸支出金 1,484 万 1 千円、予備費 3,390 万 5 千円を追加し、介護納付金 21 万 4 千円を減額するものであります。

議案第 8 号 平成 23 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額を変えずに、款項の区分ごとの金額についてそれぞれ調整し、補正するために提案するものであります。

歳入歳出予算補正は、歳入につきましては、一般会計繰入金 32 万 8 千円を減額し、繰越金 32 万 8 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、施設管理費 499 万 8 千円を減額し、災害復旧費 499 万 8 千円を追加するものであります。

議案第 9 号 平成 23 年度階上町介護保険特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,185 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 5,908 万 4 千円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものは、歳入につきましては、繰入金 1,138 万 2 千円、繰越金 47 万 5 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、諸支出金 1,186 万 1 千円を追加し、予備費 4 千円を減額するものであります。

議案第 10 号 平成 23 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 362 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 4,580 万 4 千円とするものであります。

歳入歳出予算補正は、歳入につきましては、一般会計繰入金 135 万 2 千円、繰越金 65 万 3 千円及び処理施設使用料としての雑入 162 万円を追加するものであります。

歳出につきましては、し尿受入れ等による施設管理費 362 万 5 千円を追加するものであります。

議案第 11 号 平成 23 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 51 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9,077 万 1 千円とするものであります。

歳入歳出予算補正は、歳入につきましては、繰越金 51 万 5 千円を追加し、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 27 万 7 千円、諸支出金 24 万円を追加するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程における質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

議長(木村勝彦君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、9月7日 午前 10 時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(閉会時刻 午前 10 時 28 分)

1. 1950年10月1日，中华人民共和国中央人民政府成立，标志着新中国的诞生。这一天，毛泽东主席在天安门城楼上向全国人民宣告了这一伟大时刻。从此，中国历史翻开了崭新的一页。

2. 在随后的日子里，新中国政府采取了一系列重大措施，包括土地改革、镇压反革命运动等，以巩固新生的政权。这些举措得到了广大人民群众的支持和拥护。

3. 1952年，全国范围内开展了大规模的社会主义改造运动。通过这一运动，中国的经济结构发生了深刻变化，社会主义制度在中国得到了初步确立。

4. 1953年，中国政府提出了“过渡时期总路线”，明确了国家在过渡时期的主要任务。这一路线的提出，为中国的社会主义建设指明了方向。

5. 1954年，第一届全国人民代表大会召开，通过了《中华人民共和国宪法》。这是中国历史上第一部社会主义类型的宪法，它的颁布实施，标志着中国社会主义民主政治的初步建立。

6. 1955年，中国开始实施第一个五年计划。这一计划的实施，极大地推动了中国的工业化进程，为国家的长远发展奠定了坚实的基础。

7. 1956年，中国完成了对农业、手工业和资本主义工商业的社会主义改造。这一历史性的胜利，标志着中国正式进入了社会主义社会。

8. 1957年，中国开展了“反右派斗争”。这一斗争的开展，旨在清除社会主义制度中的“毒瘤”，维护国家的政治稳定。

9. 1958年，中国掀起了“大跃进”运动。这一运动虽然初衷是好的，但由于缺乏科学依据，最终导致了严重的经济后果。

10. 1959年，中国发生了“大跃进”运动中的“大饥荒”。这一悲剧的发生，给中国人民带来了巨大的痛苦和损失。

11. 1960年，中国开始实施“调整、巩固、充实、提高”的方针。这一方针的提出，旨在纠正“大跃进”运动中的错误，恢复国家的正常秩序。

12. 1961年，中国开始实施“三年调整”。这一调整的实施，使中国的经济逐渐恢复了元气，国家开始走向繁荣和稳定。

13. 1962年，中国召开了“七千人大会”。这一大会的召开，旨在总结“大跃进”运动的教训，进一步明确国家的政策方向。

14. 1963年，中国开始实施“调整、巩固、充实、提高”的方针。这一方针的提出，旨在进一步巩固国家的经济基础，提高人民生活水平。

15. 1964年，中国开始实施“三年调整”。这一调整的实施，使中国的经济继续保持了良好的发展势头，国家开始走向繁荣和稳定。

16. 1965年，中国开始实施“调整、巩固、充实、提高”的方针。这一方针的提出，旨在进一步巩固国家的经济基础，提高人民生活水平。

17. 1966年，中国开始实施“三年调整”。这一调整的实施，使中国的经济继续保持了良好的发展势头，国家开始走向繁荣和稳定。

18. 1967年，中国开始实施“调整、巩固、充实、提高”的方针。这一方针的提出，旨在进一步巩固国家的经济基础，提高人民生活水平。

19. 1968年，中国开始实施“三年调整”。这一调整的实施，使中国的经济继续保持了良好的发展势头，国家开始走向繁荣和稳定。

20. 1969年，中国开始实施“调整、巩固、充实、提高”的方针。这一方针的提出，旨在进一步巩固国家的经济基础，提高人民生活水平。

平成 23 年第 7 回階上町議会定例会

議事日程第 2 号

平成 23 年 9 月 7 日 午前 10 時 00 分開議

日程 第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	浜 谷 貴 樹 君	2 番	松 尾 國 治 君
3 番	百 目 木 和 俊 君	4 番	大 江 和 夫 君
5 番	林 貢 君	6 番	加 藤 祐 君
7 番	重 文 字 勝 義 君	8 番	鹿 原 章 男 君
9 番	石 川 清 人 君	10 番	山 田 恵 治 君
11 番	郷 州 公 典 君	12 番	松 森 蒿 君
13 番	畑 中 弘 實 君	14 番	木 村 勝 彦 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	久 保 和 子 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	上 博 文 君
町 民 課 長	上 野 文 生 君	保 健 福 祉 課 長	梨 子 謙 一 君

産業振興課長	荻ノ沢甚逸君	建設課長	田中昇君
教育課長	沼沢範雄君	会計管理者	寅谷信廣君
総務課指導監	南正人君	町民課指導監	木村良三君
建設課指導監	佐京孝信君	石鉢ふれあい 交流館長	田中武美君
農業委員会 事務局長	境栄治君	代表監査委員	志民安之助君

職務のための出席者

議会事務局長	浜谷操君	総務 G L 長	根工君
総務課主幹	平戸真澄君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

順次質問を許します。

13 番、畑中弘實君の質問を許します。

13 番（畑中弘實君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 畑中弘實君。

13 番（畑中弘實君） 13 番、畑中弘實です。（畑中議員登壇）

13 番（畑中弘實君） 9 月定例会に、一般質問の機会をいただきましたことに御

礼を申し上げます。

通告に従い階上町地籍調査関係再調査について質問いたします。

国土調査法による地籍調査事業は、町全体を対象として法務局の登記簿面積と備え付けの図面（公図）を修正するため、各年度に於いて実施面積を計画し年度ごとに三角測量から始まり、多角測量、平板測量等行い地籍図を作成し所有者等から閲覧、面積測定、国からの認証を受けて法務局へ地籍簿及び地籍図として送付するもので、階上町は昭和45年度から昭和63年度までの19年間実施し全町を終了しています。

測量方法は、昭和46年度を除いて昭和59年度まで地上法による平板測量、昭和60年度から昭和63年度までは地上法による数値測量で実施しておりますが、昭和46年度分については、県の指導もあり県下で初めての飛行機による航空写真で行う航空測量により、国道45号線から県道鳥屋部十日市線までの大字角柄折の27字を実施しております。字名では大渡、新沼館、黄檗、東平、十文字、石ノ鉢、郷州、仁田、柳下、志民、軽井沢、平、蝙蝠、外堀、正部家、神子沢等の6.32㎢を実施しております。

しかし、当時の航空測量は技術も未熟であり、出た成果を利用した境界復元等に活用が困難であり、地籍図についても2,500分の1のため境界復元した際にも大きな誤差が生じる事が多い。昭和46年度調査終了時点から見ると、土地の高騰と八戸市のベッドタウン化により約3,300筆も増加しております。

この土地の移動は、災害にも匹敵する状況だと言えます。この事業は、国の補助事業により全町すべて完了しておりますが、この地区は非常に精度の低い成果となっております。

今まで国では、一度補助事業で実施した地区を再度実施する際は、補助金の対象にならないのが通例でしたが、以前の地籍事業データと現状の土地のデータの誤差が大きいため、国に於いても再調査の事業費について、最近の情報によると当時の補助率と同等の補助で事業遂行出来るようになっているようです。

町として、町民の財産を守り公平な税の賦課徴収を遂行するためにも、また、災害時に於いて境界復元等の大事な資料でもあります。

当町の再調査については、国からの補助対象になると考えますので、町としても県と早急に協議して実施すべきと考えますが町長のお考えをお伺いします。

壇上からの質問を終わります。（畑中議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、畑中議員の地籍の再調査についてのご質問にお答えします。

過去において行った地籍調査については畑中議員のお話のとおりであります。昭和46年に航空測量で調査した2千500分の1の地区は当時、山林、原野が多い地区でございましたが、その後の宅地開発等によっては、現在は約4,100筆に増えている状況です。

現在、本町におきましては、地籍管理システムを導入して、国土調査の成果を管理しておりますが、一筆一筆の面積についての誤差は少なく、課税については問題ないと考えております。

しかしながら、縮尺が2,500分の1、精度区分が乙二、乙二というのは誤差の程度の区分であります。これが低いということから、将来的には、縮尺を500分の1あるいは千分の1とし、測量精度を上げる必要があると考えられます。

国土調査の補助制度についてであります。県に問い合わせしたところ、畑中議員ご指摘のとおり、最近、再調査についても、国と県から補助金が出るというお話でございました。

補助率については、従来同様、国50%・県25%でありますが、再調査については、前回調査との縮尺の差によって減額されるということでございました。

また、平成19年度から、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を地籍測量図に記載することとされておりますが、東日本大地震に伴う地殻変動によって、国土地理院が基準点成果の公表を停止しており、その影響が数年かかるのではないかと予想されております。

以上のことから、町といたしましては、この地区の再調査について、今後、現状を十分に把握し、そして、財政状況を見極めながら、実施について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。（町長降壇）

13番（畑中弘實君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 13番、畑中弘實君。

13番（畑中弘實君） どうもありがとうございました。

再調査について、県とも問い合わせしているという事、その後町はこの大字角柄

折この27字の航空写真での測量成果に大きな誤差があるということを知ったのは何時なんでしょうか。

地元の方々からお話を聞きますと、大分前10年以上前から、このことは町にお話しをしているということを聞いております。

そのことを一つお伺いします。

ここ以外の地区であれば、法務局から登記簿面積と公図で境界復元にはほとんど誤差はありません。この27字は、昭和46年度調査実施前の面積が632万3300㎡でありましたが、調査後は733万4千㎡で面積が101万700㎡も多くなっております。面積が多くなって喜んでいてもこれだけ差がありますと、所有者はやはり登記簿と面積と公図での境界が合うかどうか不安になるとこのように思います。

私もこの地区で、法務局から登記簿面積と公図を頂き、それを信頼しながら500分の1で測量していただきましたが、面積で2%少ないそして、120㎡も足りませんでした。そして、境界も農道に2m70cmも入っている道路の中央に杭が打つような状態でした。このようなことですが、隣地の地形から見てもこれが反対側にずれがあるように見えます。その後も境界が決まらないので納得いきませんが、その後なにも出来ないような状況があります。航空写真での19枚の地籍図も写真も、歪みがあったともお聞きしております。このようなこともあり法務局にある登記簿面積も正確と言えないし、公図もただの見取り図にしか過ぎません。

この地区の、再調査が遅れば遅れるほど厳しくなってくるとこのように思います。多くの方々のためにも早くこのことを進めるように必要があると思います。

再調査の補助事業が認められる内に、県と早く協議し進めるようにしていただきたいとこのように思います。災害時の大事な図面ともなりますので、今日本は地震、津波そして大雨、それらでもどのような災害があった時でも大事な資料となる、とこのように思いますので、早く進めるようにお願いします。

そのことをいつ頃知ったのか、またこれまで町では、道路改良または建物等も行っておりますので、それらでも誤差が無かったかどうかそれもお伺いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 畑中議員の再質問にお答えします。

こういった誤差の生じた事例をいつ知ったかと言う事は、いろいろお話をしまし

たが、それぞれの特定のケースといいますか個々のケースで対応しているので、いつの時点かと言うのは今はっきりとは分かりませんが、いずれ数年前からこういう風な事例が発生したことは事実だと思います。いずれ今後につきましては、いろいろ情報等とも聞いておりますが今の大地震で、地殻変動で動きがありまして国土地理の方で基準点をまた、今後補正等もあるものと思われるので、この辺を見直しながら、合せてこの機会に町としてもその方向に向けて補助事業等も含めて、検討して参りたいとそのように考えております。

以上でございます。

13番（畑中弘實君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 13番、畑中弘實君。

13番（畑中弘實君） ありがとうございました。

このずれがあるということは、本当に地元の方々からお聞きしますけども、航空測量は境界にポールを立てて、そして上から飛行機で写真を撮ると、中央はいいけど、脇の方はそれぞれずれが出てくるというのがこういう結果になっているということ、大変ちょっとしたところで1m以上は誤差がでているということ、だそうでございますのでなんとか町民の財産でございますので、町の役目でもあります町民の生命を守るそして財産を守る、その財産を守る事業でございますので、どうか公平な税の賦課徴収のためにも、できるだけ国土地理の関係もあると思いますが県とも交渉し、協議していただきたい。町民が困っている事態でございますので、これを進めていただくように改めてお願いしまして終わります。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） それぞれの個人の財産を適正に確保していく点につきましても、これは大変なことでございますので、その方向に向けて始めに申しあげましたが今後国の基準がはっきりして、それに見あわせながら町でも進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村勝彦君） 以上で13番、畑中弘實君の質問を終わります。

6番、加藤 祐君の質問を許します。

6番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 6番、加藤 祐君。（加藤議員登壇）

6番（加藤 祐君） 9月議会に当たり、先に通告しておきました町中学校海外交流人材育成事業構築についてお伺いします。

我が町も平成16年に合併の賛否で単独の道を選択し、今日までの道の中には行財政改革をし、平成5年～平成16年まで続けてきた中学生海外派遣事業も廃止となり、階上町人材育成事業が多少なりとも停滞してきたと言っても過言ではないと認識し、今は町の社会教育の一環として取り上げるべきと考えます。

平成22年度の階上町財政状況が今月、決算審査意見書が提示され経常収支比率・公債費比率等は、前年度に比べて改善していると示されています。また、公債費比率の割合も17.3パーセントと健全化ラインよりは高いものの、合併しなくても順調に下がってきています。この際、人材育成にも力を注ぐべきと考えます。

昨今の教育情勢を見ます時に、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から、全ての教育等で新しい学級指導要領に依り、外国語教育の充実項目が新たに盛り込まれました。当町も英語を選択し年間35～36時間で全校6校が実施しておりますが、子供達の将来を見据えた時に、海外体験学習事業等を町としても推進して行くべきと考えます。第4次階上町総合振興計画が平成22年度に国際交流推進の基本方針を定め国際化に対応した人材育成に努め、外国人との触れ合いの充実を図りながら地域の国際化を推進しますと示されています。

そこで、我が町も友好都市を提携することを提案します。なぜなら、中学生がホームステイ等により現地の中学生との交流を通して、語学や文化を学び国際社会を体験できるものと思います。

「百聞は一見に如かず」「経験は最良の教師なり」とも言います。

町づくりの原点は、人づくりでもございます。子供達に夢を持たせ、頑張らせ、経験させることが将来、国際社会に通じる人材育成と考えます。

第4次階上町総合振興計画における国際交流促進の進行状況と現時点での人材育成事業に関する取り組みを町長に、中学生海外派遣事業を町長・教育長にお伺いします。併せて、友好都市あるいは姉妹都市の提携を模索する考えの有無を町長にお伺いします。

なお、9月定例議会にあたり関係各位に特段のご指導を賜り感謝と敬意を申し上げます。（加藤議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、加藤議員の中学校海外交流人材育成事業の構築についてのご質問にお答えします。

当町の中学校海外交流人材育成事業としては、中学生海外派遣事業を平成5年度から、平成16年度までの間に、通算で10回実施いたしました。

この事業は、中学生が訪問国の歴史・文化・産業などの異文化にふれ、同年代の少年達と親善交流を行い、国際感覚を身に付け、次代を担う人材を育成するため実施した事業であります。

訪問国は、台湾にはじまり、シンガポール、アメリカ、カナダ、ニュージーランドの5カ国で実施しておりますが、平成11年9月の台湾での大地震、平成13年9月11日のアメリカ同時多発テロ、そして平成15年には世界中を震撼させ、30カ国で多くの発症者、死亡者を出したサーズ（新型肺炎）などの様々な国際的な情勢悪化が大きな要因の一つとなって、第3次階上町行財政改革大綱にもリストアップされ、この海外派遣事業は平成16年度を最後に廃止し、国内での代替え事業を検討することとなりました。

その後教育課では、グローバルな国際社会に向けた人材の育成について、引き続き重要施策と位置づけ、様々な角度から国内での交流事業展開を模索してきたところですが、依頼先の問題もあって実施されていない状況にあります。

また私事ですが、1年間の海外研修での体験や、はしかみ英会話クラブの活動などを通じて得た、外国人との民族文化交流、そしてこの交流で知り会った多くの人々は、大切な私の友人であり、今も自分の財産となっております。

議員ご案内のとおり、「百聞は一見に如かず」と考えますが、外国の様々な異文化に触れる体験は、国内外に関わらず、今の児童生徒には、将来を担うための人材育成に大いに繋がると考えております。

しかしながら、国際情勢悪化もありましたが、実施する現場での様々な問題も生じた部分もあったと聞いております。

行政が補助をし、行政が主導する国際交流の在り方だけではなく、過去の経験を反省し、活かしながら、保護者や学校現場、関係機関等でどのような考え方をもち

ているか確認しながら、今後どのように国際感覚を養って行くか、その方法について、民力を中心に検討して参りたいと考えております。

次に、友好都市あるいは姉妹都市の提携の考えはあるかのご提案ですが、姉妹都市であります英語では sister city、姉妹でありますから姉と妹どちらが姉か妹かで議論もございまして、今では姉妹都市に変わって友好都市あるいは親善都市というような呼び方をされているようでございます。現在県内では、県はじめとして八戸市など 15 市町村が友好・姉妹都市の提携をして国際交流を行っております。

それぞれ、産業・文化・人的なつながりあるいは、緯度などの位置的繋がりそれぞれの目的を明確にされて永続的な提携を結んでいると同っております。

当町としましては、国際情勢の動向もさることながら交流の目的を何にするか、どのような提携の事業効果が考えられるかなど「目的・目標」を明確に示して進めるべきことと考えております。

実施している市町村でも、国際的な情勢問題や長期間にわたる提携の財政的な理由等で減ってきていると聞いております。

よって、友好都市・姉妹都市についてであります但しこれには市民レベルでの交流も必要となって来るという事から、今のところ階上町としては提携を進めていくことの検討には至っていない状況にあります。

最後に、議員の質問の中に、新しい学習指導要領も含めた今後の国際教育のお話もございましたので、詳しい内容については、教育長から答弁させます。

以上でございます。(町長降壇)

教育長(川浪孝雄君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 教育長、川浪孝雄君。

教育長(川浪孝雄君) それでは、中学校海外交流人材育成事業について加藤議員のご質問にお答えします。

中学生の海外派遣事業については、先ほど町長からも答弁がありましたが、国際情勢は想像以上に悪化の傾向をたどってきました。

教育委員会としては、なんとか訪問国を変えたり研修・交流会方式から「ホストファミリー」とのホームステイ方式にしたりと、より異文化に触れあえる効果のある事業として展開してきましたが、先ほど申し上げましたとおり生徒の安全面での問題もあり保護者も敬遠し、学校現場で応募者が募集人員を割り込む状況になるなど再考する時期と判断し海外への派遣は廃止としたものであります。

しかしながら、これからは国際化時代に向けた国際感覚を身に付けた人材の育成が重要と考え代替え事業を検討することとなり、三沢基地内での中学生との交流・米軍家族との交流など三沢市から協力いただき検討してきましたが、米軍基地内という事情等により実施できないまま現在に至っているところであります。

教育委員会としては、町長の答弁にもあったとおり保護者・学校・教育振興会等で論議をしていただいて、今後の方向性を見出して行きたいと考えております。

次に、新学習指導要領に盛り込まれた外国語教育の充実ですが、小学校は平成23年度から実施され、中学校は平成24年度から実施の予定になっております。

加藤議員のご発言のとおり、小学校は新たに外国語教育の充実が盛り込まれました。5～6年生の高学年で週に1コマ、年35時間、外国語に慣れ親しみコミュニケーション能力の素地と国際感覚を養う時間として、教科の位置づけでなく外国語活動として実施されております。また中学校では、学ぶ語数をこれまでの900語から1200語に増やし聞く・話す・読む・書く、の4つの技能をバランスよく育成し、外国語を通して言語や文化に対する理解を深め積極的にコミュニケーション能力の基礎と国際感覚を養うこととしています。

授業については、町で採用している英語指導助手が中学校2校と小学校6校に計画的に担当の先生と一緒に指導しており英語の授業の充実を図っております。

この新しい学習指導要領は、学校・家庭・地域の連携と協力を受けながら「生きる力」を育むというこれまでの基本理念を充実させるために全国一斉に改正されました。教育委員会としても、新学習指導要領にもとづき「教育は人づくり」の理念のもと「生きる力」を育み国際化時代に向けた国際感覚を身に付けた人材の育成に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

6番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 6番、加藤 祐君。

6番（加藤 祐君） 町長からも教育長からも答弁をいただきましたけれども、私の考えは財政の中で教育が停滞してはならないと考えます。

その中に、町の第4次振興計画の中にも、きちんと物事をうたってある訳でございます。その中を停滞している理由は何なのか、やはり物事を起こさないと前に進みません。その事も起こさないで問われてから、どうなのこうなのというのは私にとっては納得できない、行政の計画の中で進んでいるものと私は思います。

先ほど、町長の答弁の中にも自分も外国の方に行った経験が今は非常に役立っている友達もでき、そしてまた異文化を習う事によってまた、学ぶこと観ることによって自分の感覚が違ってくる私もそう思います。

私も平成3年に、アメリカ、カナダの方に仕事で機会があって行った時に、私は英語もなにも知りませんでした。本当に今の思いで行きますと、これからは英語が出来ないと国際社会に通じる人間にならない、いくら日本で元気よく物事を言っても、アメリカへ行って飛行機から降りた時にそのことが自分の身に知らされる思いをしました。

私は、今それを取り上げたのは、やはり階上町の財政が困難であればそれこそ私も声を上げない訳でございますが、今財政状況を昨日決算書も見ました。そして審査会の意見書も見ました、その時に財政は公債費比率15%よりは上ですが、昨年よりも下がってきています。そしてまた事業の遂行も順調となっております、その中でやはり人材育成のことを考えていかなければならないと考えます。

町長も私が議会に来ました時に18年と私は認識しておりますが、海外派遣の事を取り上げておりました。

そして、当時の上山町長にどういうことで海外派遣を取り止めたのかを正した事も私は記憶しております。町長になれば様々な観点から見なければならないということを私も察しするところでございますが、やはりこれからの社会を考えます時に教育の指導要綱にうたっております、今は小学生が英語教育を受ける時でございます、その背中を我々行政の中で日ひと押ししてやらないと、これは以前ホームステイであるいは海外派遣の選考の中で様々な問題があったと聞きます、難しさもわかります、町長が先ほど言った父兄との関係もございましょう、でもその先を見据えたものだと思います。

これから、三沢の交流とか様々なものを模索する考えと私はとらえましたが、やはり、その中でなんらかの形を階上町は第4次総合振興計画の中でうたっておりますし、町民にとってその中のことを感じる人もございましょう、その中をどうぞ、これからももう少し前に踏み込んだ考えで進んでもらえるように私からもお願いします。

ここには副町長も教育者のひとりでございます、これから子供達の教育の中に、どう関わっていかねばならぬのか私も考えを聞きたいと思います。

これからもう一度町長の考えもお聞きします、これからやると受け止めましたがもう少し姉妹都市、今は姉妹都市とは言わないでそうですが親善都市、友好都市というか私はなぜ今掲げるかというと、姉妹都市の産業の同じものを見つけるのは非常に難しい事だと思います。でも、友好都市とか親善都市というのはALTの方が

私どもの教育の中に入って来ておりますし、その ALT の方を通して子供達をあまり難しく考えないでそこに体験させる。

他の町村を見た時に、私はインターネットで引っ張って見た南部町・五戸近辺でも沢山交流もしております。そしてまた、サッカーとかスポーツを通じても交流しております、青森県の中にそういうスポーツを通じたそういうものとか様々なものを見つけ出すのも教育の一環と考える訳でございます。

もう一度考えをお伺いいたします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 加藤議員の再質問にお答えします。

以前16年の年でございます。

18年という事でしたがその当時第3次行革その一環の中で、先ほど申しあげましたようにいろんな事情の中でこれを止めることにしたことについての思いは、今加藤議員からの発言のあった思いと同じでございます。

その時私も、行政改革は財政的な問題であるかという事に対して、この件については、財政だけではない、まずやる気のある生徒、そして保護者、学校、現場一体となった意欲のある生徒が年々減ってきているというようなお話もございました、そういったことを踏まえて、その後当時は方向転換をされたと聞いております。いろんな経過があってこれまで来た訳ですが、以前にもこの同じような質問を加藤議員からいただきました。

その際にも、学校現場状況等もいろいろ伺いました、状況については同じような状況でございましたが、いずれ必要なのはこれからの国際競争力に立ち向かって行く、そういった人材を輩出して行く事が必要になるだろうと思います。そういった環境作りも当然必要になるだろうと思っていますので、今またそういった学校現場、そしてまた、ある意味での友好、交流関係を結んで行くとなると生徒だけでは成り立たない、やはり市民レベルでの意識そういった交流が盛んになってこなければ非常に訪問したり受け入れたりする交流にはなって行かないだろうと思います。

一方的な観光あるいは研修目的というようなことだけでなく、そういったところも変わって来ているのかなと思います。

そういった観点から、以前のような海外派遣、研修又友好都市とかの感覚でなく行政だけお膳立てするのではなく一緒にやっていく、民活、民力というのが

出てくれば、私はおおいに支援していきたいと思っております。

そういった意味でも、生徒の中からそういった意欲のある人が出てくることを期待しておりますし、町民からも関心をもって進めて来る人がでてくれば大変町としても後押ししてやりたいと思っておりますので、財政によってこれを打ち切るというようなことはございませんので、その点については今後また関係者と協議しながら再度詰めて行きたいと思います。

以上でございます。

教育長（川浪孝雄君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 教育長、川浪孝雄君。

教育長（川浪孝雄君） それでは、加藤議員からの再質問についてお答えします。

加藤議員もおっしゃる通り、体験を通して学ぶという事は子供達にとっては最良の教育な訳ですが階上町教育委員会としては、国際感覚を養うためのより良い体験活動というものがあるのかこれまでもいろいろ取り組んで参った訳です。

今後も保護者やあるいは学校、地域そしていろんな方面から、いろいろより良い体験活動そういったものを充実させるためにまた、取り組んで参りたいと思います。

もう一つ、社会教育の方では第4次総合計画にもありますという事でしたが、それに関しても階上町にもたくさんの外国人の方が住まわれておりますので、そういった方たちにも呼び掛けながら、どういう体験の方法があるのか検討しながら、より良い環境作り町全体がそういう方向に進めればいいなという事で検討して参りたいと思っています。

以上です。

副町長（久保和子君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 副町長、久保和子君。

副町長（久保和子君） それでは、教育の中でこのことをどのように考えるかという事だと思いますのでお答えします。

今回の学習指導要領の改訂を見ますと、小学校に正式に外国語活動が承認されました。中学校におきましては外国語の授業実数が＋1の週4時間となるというふうになっておりました。

これは、国際感覚の基盤を培う、そして外国語言語とか文化に理解をしていただいて、積極的にコミュニケーションを図るという態度や能力を養う事が目標だと私は考えております。

特に、コミュニケーション能力を高めるためにはやはり直接、外国の方と積極的に交流する機会を積み重ねることが大事ではないかと、そういう意味で加藤議員がご提案している交流事業は視野を広めるという意味もありますし、ネイティブな外国の言語とか文化に触れてコミュニケーションを一生懸命頑張ろうと、その中で活動するという意味で非常に有効な事業だと思います。

これまでも少し関わっておりましたので、報告会などを見ても成果がでていました。しかしながら、様々な事情がありまして廃止になった経緯など考えますと課題も多いところだなと思います。

町長、教育長が答弁いたしましたように、私もそれらの課題も含め現場の様々な声を聞きながら、今後どのように交流が進めばいいのか、国際化に対応できる子供を育てればいいのかということを検討していく事が重要だと思います。ですから、学校教育や生涯学習の場で人材育成に繋がる国際交流ということも含めて、メニューを考えていけばいいのではないかなと思っています。

6番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 6番、加藤 祐君。

6番（加藤 祐君） ありがとうございます。通告しないで考えを聞いて私もそういう考えを皆さんも持っているのだと。

今町長が先ほど申しましたように、様々な今までの経緯もございます、どれがこれからの時代に合うのか、どういうものが子供達に対してこれから教育としていいのか、みんなでこれを拡販して模索して、そして一貫の事業として階上町がこういう事業をするという、そのことを私は期待したいのでございます。

やはり、階上町が八戸のベッドタウンとしてこの中に私は位置付けしている中で、素晴らしい町だと思っていますし、子供の教育の中で充実したものをみいだして行かなければならない。そしてここに、階上があるという町づくり、そして人づくり、これを担う思いの中からこれを取り上げたのでございます。

これから私が思うには、そういう考えを持ったトップが3人もございます、その中でどうぞこれから、また更なる一段上に進むことを願って質問を終わります。

議長（木村勝彦君） 以上で6番、加藤 祐君の質問を終わります。

11番、郷州公典君の質問を許します。

11番（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 11番、郷州公典君。（郷州議員登壇）

11番（郷州公典君） 9月定例議会に、一般質問の機会をいただき感謝申し上げます。

通告に従い質問いたします。

昨年まで、階上パークゴルフ協会が指定管理者となって活用して参りました、鳥屋部の公園が利用制限されたということでパークゴルフが出来なくなり、それに伴いフォレストピアの管理者辞退となり、現在管理者が不在になっております。

管理者を募集していますがなかなか応募者が無いということで心配をしておりました。交通量も少なく規模も小さい中で、経営を成り立たせるには難く応募者が無いのだと思いますが、しかしながら、ぜひ活用しなければならないと思います。出来る限りの事業をする必要があるのではないのでしょうか。

この定例会にフォレストピア階上の指定管理料を上げるという事が出ています、まず応募者を見つけることが必要だと思います。先の全員協議会の中でも話し合われましたが、私は町も支援し我々も協力し、てそして地域からも力をいただいて、地域の活性化をする必要があると思ってこの機会をいただきました。

階上岳の入り口にあります。大きなメリットがあります。地域には豊かな農山村集落があります。その中には必ずいい物があると思います、活用できる対象を作るべきだと思います町長のお考えをお伺いいたします。

次に、3月11日に発生した東日本大震災により東京電力福島原発事故が発生し、日本のエネルギー政策が見直されています。政府の再生エネルギー特別措置法が成立され、脱原発と地球温暖化対策、大気汚染防止に向けた再生可能エネルギーの生産、拡大へ大きく方向転換いたしました。

今回は、電力不足により節電が必要になった訳ですが、冬場には電力不足が予想されます、再生可能エネルギーは簡単に作ることができません。コストも大変大きな物がありまして誰でも出来るというものではありませんが、階上町として出来るものは何なのかを考えこれから進むべきだと思います。

私の提案ですが、

・ 岳に風力発電機の設置はいかがですか。

- ・ そばの前作として、なたねを栽培して軽油を作ることはいかがですか。
- ・ 堆肥や産廃ガスのプラントを作りエコシミュレーションというのはどうでしょうか。
- ・ 小水力発電は出来ないものでしょうか。

以上、町長のお考えをお伺いし壇上からの質問を終わります。(郷州議員降壇)

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) それでは、郷州議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の指定管理者が不在となっているフォレストピア階上について、指定管理料を高くするなどして指定管理者を探すつもりがあるか、というご質問ですが、先ほどもお話がありましたが当該施設の指定管理者については、去る4月8日から5月18日まで公募いたしました。応募団体がありませんでした。

その要因の一つとして考えられることは、立地条件の問題から採算性が見込みにくいということがあると思われます。

しかし、この登山口周辺は、階上のシンボルでもある階上岳のメイン登山口として、近隣から毎日のように一般登山者が訪れており、さらには行楽シーズンになると小中学校の遠足のコースとしても多くの登山者が訪れる玄関口でもあります。

こういったことから、町の特産品を含めた観光PR等に有効な施設として活用したいと考えておりますし、現に観光客からの問い合わせもあります。

こういったことから、早めに開館したいということで、立地条件等を考慮に入れ、指定管理委託料の見直しを検討いたしまして、本定例会補正予算に債務負担行為の変更ということで提案申し上げているところであります。

そして、議員各位のご理解がいただければこの議決をいただいたのち、10月から指定管理者の再公募を行なって、11月に指定管理者を決定し、できれば12月議会に指定管理者の指定についてご提案申し上げたいと考えております。

なお、指定管理者による施設管理時期につきましては、冬季間にあたることや準備期間等を考慮に入れまして、来年4月から再開したいと考えております。

次に、2点目の階上町のエネルギー政策についての件でございますが、議員ご案内のとおり、東日本大震災に伴う福島原子力発電所の深刻な事故により、原子力による電力事情は重大な局面を迎え、電力の供給が不安定になっていることから、原子力に頼らないエネルギー政策の転換が議論されはじめています。

また、再生可能エネルギー特別措置法の成立によって、温室効果ガスを排出しな

い自然エネルギーを利用した、風力や太陽光発電などの普及には新たな一歩として期待されておりますが、反面コストについては、企業や国民負担が大きくなることも懸念されるところです。

当町における再生エネルギーの取組みにつきましては、現在のところ個人向けとして、自然エネルギーを利用した「住宅用太陽光発電システム」を設置の方に県内では最も高い補助率で補助金を交付し、その普及に努めておりまして本定例会にも追加補正をお願いしているところであります。

また、省エネ対策と致しましては、今年度から事業として、各地域で設置する防犯灯は、省エネ効果の高いLEDを導入することにしており、省資源・温暖化対策に取り組んでいるところであります。

さて、議員ご提案の「風力発電」や「なたねからの軽油精製」、「バイオガスプラント」、「水力発電」などでございますが、温暖化防止や大気汚染の抑制など化石燃料に頼らないエネルギーの導入を進める重要性からも、自然を利用した再生エネルギーを普及させる試みとして、今後その取組みも重要課題になって行くものと考えられます。

このため、当町における環境や自然エネルギーの今後に向けての方向といたしましては、これまでのそれぞれの経緯を含めて、ご提案の自然エネルギーを活用した取組みがどれだけ可能かどうか、県や国のエネルギー政策を見通しながら、再生エネルギーの導入普及を検討して参りたいと思います。

以上でございます。（町長降壇）

11番（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 11番、郷州公典君。

11番（郷州公典君） 大変ありがとうございました。

積極的に取り組むという事で、重要課題として取り組むということで、大変ありがたいと思っております。

フォレストピアについては、あの地域は大変高齢化が進んでおります。岳の裾は鳥屋部から田代にかけても、なかなか活性化になって行かないということで衰退に向かっていますが、是非施設を活用して活力のある地域を作るようお願いを申し上げます。

エネルギーの話につきましては、以前に階上岳に風力発電の話があったということであり、その障害になったのが県立公園の枠組みがあるということでありま

した、今まだ風力発電については、いろいろ補助事業というものもあるみたいであります。その県立公園の枠組みというのはそれを外すというのは難しいものなのではないでしょうかお伺いしたと思います。

それから、世増ダムというものがあります。八戸平原開発事業で開発しましたがその中で今現在、小さな水力発電をしております。ダムの維持のための小さな発電だそうです。ダムの維持のため小さな発電だそうです、折角作ったのに、大きな500億円とか600億円という大変大きな金をつぎ込んだ中で、あそこから平原では水をあげている訳であります、その水をあげる電力にもなかなか満たないということで、もう一歩進んだ発電が必要ではないかと思っておりますが、国の政策でできたということで難しいとは思いますが、議論の中には出してもいいのではないかと考えております。

もうひとつ、なたねについてであります。現在、横浜町でいろいろ話を以前にも、なたねについて取扱いをしたということでありますが、また今回、個別所得補償の対象にもなっているという事だと思っておりますが、そうであるのであればまた可能性が出てくのではないかと考えていると思いますがいかがでしょうか。

電力の補助事業と言うのは、グリーン電力基金というのがあるそうであります、町とか法人とかであれば風力発電から太陽光発電まで補助事業があるそうであります。もしも、出来るのであればそういう制度を活用して作れば町のPRになるのはもちろん、国の政策にも大きな寄与が出来るということで検討してはいかがでしょうか。

お伺いいたします

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 郷州議員の再質問は、多岐にわたっておりますが出来る範囲でお答えします。

まず1点目のフォレストピアの件につきましては、町内でも地域の活性化というのが言われていますので、その観点からできるだけ地域を上げて活用出来る、そしてまた地域の方々が一緒に携わって行けるような施設になって行けばいいのかとそう言ったことが経営、経費の面にも大きく影響して来るのかと思っておりますので、まず出来るだけ地域の活性化を含めて検討して参りたいと思っております。

それから、岳の件は後で担当の方から答弁させますが世増ダムの水力の有効活用、

今全国で小水力の発電というのが言われて居りますが、町内には大きな水量を持った河川が無いということもございますので、世増ダムがいろいろこう話題にされて来ましたが、有効活用だということだと思います。

現在は、土地改良区郷州議員さんは理事でもある訳でございますが、その経営の部分について少しでも発電でまかなっている状況だとお伺いしておりますが、いざこれが水力発電所として可能かということも実は話題にもなっていますが、その辺につきましては、事業主体とすれば平原の観点からやるという当然、費用対効果で話題になっておりますので、自然再生エネルギーと併せて、この件をより深い議論が必要だと思っております。

それから横浜町は、なたねのブランド化で長年進めてきている中での、現在の個別所得補償を活用した面積の拡大がちょうどマッチしたものだろーと思います。町では、ブランドとして個別所得には、そばの面積が大分増えてきているところがございます。これはこれで進めなければならぬし、この基礎となる基本的な量のものがあれば、横浜町さんの様に可能かと思えますけども、この経費等につきましても動向を見ながら検討して参りたいと思います。

それから、いろんな発電について国の補助制度これからいろんな特措法等が出てくるかと思いますが、当然合わせた裏負担がある訳でございますから、その規模とそして事業費等も併せて検討しながら、階上町と言えは「岳と海」という事になる訳ですけども、併せて太陽光がある訳ですが、そういった自然エネルギーを活用したものが導入できれば、そういった事を含めてどういう物があるか、含めてまず情報を模索しながら検討して参りたいと思います。

以上でございます。

総務課長（上 博文君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 総務課長、上 博文君。

総務課長（上 博文君） それでは、郷州議員の質問にお答えします。

階上岳に、風力発電の設置が出来ないものかということでございますけれども、以前のお話は私も詳しくは存じ上げませんけども、確かにそういう計画というか構想があって一時検討した時期もあるようでございますけども、その際には高さ制限や県立自然公園の中でございます、その中で高さ制限等で現行の規制の中では無理だという事になった経緯があるようでございます。

それで、お尋ねの県立自然公園につきましては、昨年区域の見直しもあったよう

でございますけれども、そういう状況の中で、自然公園という性格とそれから保安林という役目も担ってございます。したがいまして、その階上岳に風力発電を設けるという事は、今すぐということであれば無理と、いう感じがします。

ただ、いずれおっしゃる通り、そういった再生可能エネルギーといったものも考えていかなければなりませんので、階上岳以外の場所で適当な場所があれば、これをアピールしていきたいと考えております。

以上でございます。

11番（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 11番、郷州公典君。

11番（郷州公典君） 大変ありがとうございました。

ちょっと言い違いありまして、申し訳ないと思っています。フォレストピアについては、やるという事で募集するという事でありますので、是非応募者を見つけて進んでいただきたいと思いますと思っています。

エネルギーにつきましても、これは全国農業新聞ということで、コストについて一面トップで載せていました。農業会議で出している新聞なんですが、8月12日頃であります、そのコストを見ますと原子力が一番安くなっている、太陽光発電が一番高くなっている、5倍もかかります。ただし、今回の事故でこれは逆転したのではないかとと思っています。

今回の政府の特別措置法の法律の中では、第三者委員会で電力の買い取りを決めるという事でありましたが、太陽光発電については、他の電力の倍とか何倍も高い価格で買い取るということでありまして、町が取り組んでいる太陽光発電についても、これからより進める方向を見つけていくのが、現在の政策の中で一番いいのかなと思っています。

これからの取り組みをお願いし、質問を終わります。

議長（木村勝彦君） 以上で11番、郷州公典君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

開会時刻は11時25分といたします。（休憩 午前11時18分）

議長（木村勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午前11時25分）

3番、百目木和俊君の質問を許します。

3番（百目木和俊君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 3番、百目木和俊君。（百目木議員登壇）

3番（百目木和俊君） 第7回9月定例会において、一般質問の場を与えていただき感謝申し上げます。

通告に従い質問いたします。

旧登切小学校が、名称も新たに「わっせ交流センター」として改修工事が本格的に始まることになりました。そこで私は、センターに隣接する町有財産であります旧登切小学校の跡地の有効利用について、町の考えをお伺いいたします。

小高い場所からは、八戸市街、太平洋そして八甲田連峰果ては下北半島まで一望でき、春には桜が満開となる自然に恵まれた場所にあります。面積は約17,000㎡あり、子供から中高年まで気軽に利用できる多目的な公園、そして、パークゴルフ場・グランドゴルフ場・ゲートボール場と言ったものを整備できないか、町の考えをお伺いいたします。

多くの団塊の世代が定年を迎え、軽スポーツを楽しむ人口が年々増加しており、健康維持のためにも、そして、社会保障の軽減のためにも「わっせ交流センター」を運営する中で必ずやプラスになると思いますが、町の考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（百目木議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、百目木議員の旧登切小学校の跡地の有効利用についてのご質問にお答えします。

まず、旧校舎跡地の状況を申し上げますと、旧登切小学校が現在の場所に移転する前の跡地は遊休化しており、今のグランドと併せて有効活用を検討しなければならない状況となっております。

これまで、校舎の利用につきまして、町の財産活用等検討委員会において検討した結果校舎部分は、「わっせ交流センター」として再利用することとしその整備を進めているところです。

また、旧校舎利用を検討する際、地域においてアンケート調査を実施しておりその意見として、グラウンドや旧跡地を公園やレクリエーション施設、グラウンドゴルフ場など健康づくりの施設として再利用したらどうかとの意見も多数出されています。

またパークゴルフにつきましては、近年愛好者が急増しておりまして、ぜひ当町にもパークゴルフ場を整備してほしいと要望が出されているところであります。

グラウンド並びに旧跡地の有効活用につきましては、議員ご指摘のように「わっせ交流センター」との相乗効果がおおいに期待できるものと考えておりますが、一方では、その整備には多額の費用が必要となるということから、今後は利用可能な助成金等を調査しながら、また地域等関係者のご意見を参考にしながら、グラウンド及び旧跡地の有効活用のあり方について検討して参りたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

3番(百目木和俊君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 3番、百目木和俊君。

3番(百目木和俊君) ありがとうございます。

現在ある跡地でございますけれども、平成7年1月に解体されてから16年余りがたっております。

その間、老人クラブがゲートボール場として利用して参りましたけれども、2つの行政区がそして、老人クラブが草刈等無報酬で奉仕作業を行って参った経緯がございます。そういったことから、地元の中でもやっぱり公園は欲しいなという声があったのも事実でございます。

そしてまた、登山口にありましたパークゴルフ場の施設が諸事情により利用出来なくなった今、その利用者が年間1万人と聞いております。約1万人であります、もちろん運営管理は地元が行うという考えでおります。

重複しますけれども、跡地の整備と「わっせ交流センター」を抱き合わせることで、新の意味での町長が言われています西部地区の拠点になるものと間違いのないと思いますが、町長の再答弁をお願いいたします。

そしてまた、私の隣におられました3月17日、今は亡き故濱谷政己氏が非常にパークゴルフ場のことを心配しておられました。私もその意志を受け継いで何とかしてあげたいなという思いでおります。

このような不景気な時こそ、財政のお金のかかる問題でございますけれども、小

出しの予算ではなく思い切った投資をすることも必要であるという、専門家の話もいろいろある見たいですけども「出して死を待つか」「起死回生の策を取るか」ということばもあるみたいですので、思い切った対策を講じて立派なものを作っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 再質問でございますけども、この地域のこういった健康作りのための施設整備、地元で管理運営も行っていきたいという気持ちも確認いたしました。今のわっせ交流センター建設をして、そして運営につきましても、地元を主体とした組織運営をしていただくことになっております。併せて一体となって有効活用されていく事が、交流センターそのものの活性化につながっていくかなと思っております。

この施設と言いますか、グランドの旧跡地そして、また現グランドの利用につきましても、それぞれの競技種目もいろいろあると思いますし、公園というお話もございますので、出来る限り総合的また多目的に活用できればいいのかなと思っております。

いずれ思い切った財政出動というお話でございますので、そういった形が出来るように地域でも、また町全体でもここを一大拠点にして行くという形が早く構築されるよう、議員の皆様方と協議しながら考えて参りたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村勝彦君） 以上で3番、百目木和俊君の質問を終わります。

2番、松尾國治君の質問を許します。

2番（松尾國治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 2番、松尾國治君。（松尾議員登壇）

2番（松尾國治君） 今回9月定例会に、質問の場をもうけていただきありがとうございます。

通告に従い、大蛇地区（3行政区）の避難所と大蛇駅付近の避難路について質問をさせていただきます。

現在、大蛇地区（3行政区）の避難所として大蛇小学校と追越集会所があります。

しかし、3・11の東日本大震災では、大蛇小学校も津波の危険から避難の対象となりまして、追越集会所のみが避難所として機能いたしました。ところがこの建物は、過去には、町の「老人憩いの家」として使用されていたもので、その後町から追越に集会所として移譲されたものであります。老朽化も進み、耐震性もかなり低くなっていると思われます。

また、3・11東日本大震災では大蛇行政区の集会所が全壊流失してしまいました、すぐにでも再建・新築をしなければならないのが現状です。それらを踏まえまして、大蛇・追越両行政区の集会所を統合し、更には荒谷行政区も含めた、大蛇地区3行政区の集会所兼用の避難所を建設していただきたと思います。

もちろん、地区住民の声が優先いたしますので、各区長を中心に意見集約を諮る、ということになるかと思いますが、ご検討の程よろしくお願いいたします。

次に避難路の件についてですが、大蛇駅のすぐ横に踏切があったのですが、JRと、どのような経緯があったのか分かりませんが、現在は撤去されています。そのため、大蛇駅の利用者はもちろん、大蛇小に通学する児童、更には付近の住民など大変不便な思いをされています。

また、その場所は、3・11の後に大蛇小学校と消防とで取り決めた児童の避難路にもなっているそうでございますまして児童達が避難するにしても、ガードレールを越え、線路を横切り、更にまたガードレールを越えなければならずと大変でもあり、安全上でも大きな問題があります。

過去にも地区の諸先輩の方々が何度か要望されていると聞いていますが、ここで改めて避難路として、踏切あるいは、歩道橋の設置をご検討いただきたいと思えます。

以上2点について、町長のご意見をお伺いいたします。

壇上からの質問を以上で終わります。（松尾議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、松尾議員の大蛇地区（3行政区）の避難所と大蛇

駅付近の避難路についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の大蛇3行政区合同の集会所兼用の避難所建設についてであります。議員ご案内のとおり、3・11の東日本大震災により、大蛇集会所が流出しましたことから、その建て替えに向けて検討をしているところです。

また、避難所となった追越集会所は築36年を経過しており、荒谷集会所につきましても、築33年となり老朽化が進行しており、いずれ建て替えが必要となってまいります。

しかし、追越・荒谷集会所を含め、各地区にある18集会所のうち、築30年以上の集会所は14棟にもおよぶため、これらの集会所を全て建替えるということは、財政的にも大きな課題となって参ります。

こういったことから、集会所の統合に向けた初めての試みとして、旧登切小学区においては学校の閉校に伴って地域の住民からご理解をいただき、晴山沢・登切・平内3つの集会所を平成25年度までに廃止し、「わっせ交流センター」に集約してご利用いただくことにしております。

このように各地区に有している集会施設は、今後地域の実情等を勘案しながら行政区の垣根を越えた学区単位などによる集約化が必要ではないか考えているところであります。なお、大蛇集会所の建て替えに当たりましては地域の一部の方々から集約の声もあることから荒谷・大蛇・追越を統合して災害時は避難所として共同で利用する施設に出来ないか協議を進めております。

現在、3行政区の区長を通じて各地区のみなさんのご意見をいただくことになっておりますので、お互いに十分協議を重ねながら集約化が可能かどうか検討して参りたいと思っております。

次に2点目の大蛇駅付近の避難路の件であります。大蛇・追越・荒谷の3集落の地区計画にはJRの線路を横断した立体交差の歩道橋の計画が記載されておまして、もともとありました追越道・大蛇駅前でありますがこの踏切が廃止されて大蛇小学校へ通学している児童または大蛇駅を利用する、通勤、通学の地域住民にとってJR線路で分断され不便を被っていることについては承知をしており地区からの要望も受けているところでございます。

ここで追越道踏切廃止の過去の経緯を申し上げたいと思いますが、大蛇地区漁業集落環境整備事業計画の集落道整備メニューの中で地区から消防自動車や救急車、バス等が楽に通行出来る2号集落道、現在の町道程熊大蛇線のことではございますが個々の整備を求められていたため重点事業として位置付けて優先整備されたと聞いております。

その際に、この事業に付随して大蛇道踏切の拡幅も同時進行でJRとの協議を行

っており JR との協議の中で踏切の改良と集約化を図ることによる踏切事故の防止を図るそういった観点から追越道踏切の廃止を求められたものであります。当時町では、2号集落道を優先して整備することを基本として地元組織でありました大蛇地区漁業集落環境整備事業推進委員会の皆さんと協議した結果、追越道踏切を廃止して大蛇道踏切を拡幅することは、やむを得ないという判断に至り、平成13年12月4日に JR との協議を成立させ事業の完成となった次第であります。このことによって追越道踏切の閉鎖は平成14年7月20日に実施され以後この場所での横断は禁じられているところであります。また過去においても追越道踏切の代替え措置として漁集事業の中で追越道踏切の立体交差も検討されました、そして国、県とも相談した経緯もありました、しかしながら補助事業の採択にはならず、今日に至っているとのことでございます。

以上が今日までの追越道踏切に関する経緯であります、議員ご指摘の通り現地は好ましい状況ではなく、何らかの対策を講じる必要あると認識は同じであります、大蛇小学校や大蛇駅への利便性の向上を図るため種々検討も必要でございますので、その対応しながら考えて参りたいと思っております。

以上でございます。(町長降壇)

2番(松尾國治君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 2番、松尾國治君。

2番(松尾國治君) どうもありがとうございました。

避難所の件については、もう既に区長さん達に話が言っているということでございますのでこれからの推移を見守って行きたいと思います。

あと避難路の件ですが、震災後各地で避難路が見直されている状況でもあります。最短距離で安全な場所に避難する、これが基本であろうかと思います。それで消防の方でも、線路を横切るのもやむを得ないと判断し、小学校との間で取り決めたものと思われませんが、先ほどいったように小さい子供達がそこを横切るのは容易ではありません。そこを鑑みまして今後のことをよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） お答えしたいと思います。

避難所につきましては、今議員がおっしゃった内容で進めて参りたいと思います。

そして避難路、今回の震災も含めてまた、今後いつ来るかも知れない災害に対しての避難路の確保という点につきましては、また現状を調査して行かなければならない。その中で、今ネックになっているこの大蛇踏切、そして今要望されている歩道橋があったとしてもそこへ接続する道路が十分整備されていないという事がございます。やはりここを避難所として、そしてまた、避難経路も確保していくという事を考えるのであれば、その道路の整備も併せて地域で一帯となって検討していかなければならないだろうと思います。

いずれこの避難所につきましても、地域の皆さんの合意が最終意見決定事項になると思いますので、地域を挙げてその方向に向けて進めていただければ、町としても検討して参りたいそのように思っております。

以上でございます。

議長（木村勝彦君） 以上で2番、松尾國治君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月8日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、9月8日は休会することに決定いたしました。

議長（木村勝彦君） 以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は9月9日 午前10時00分から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（閉会時刻 午前11時50分）

第1章 緒言

第2章 基礎理論

第3章 実験装置と測定方法

第4章 結果と考察

第5章 結論

第6章 参考文献

第7章 謝辞

第8章 索引

第9章 補遺

第10章 付録

第11章 参考文献

第12章 謝辞

第13章 索引

第14章 補遺

第15章 付録

第16章 参考文献

平成 23 年第 7 回階上町議会定例会

議事日程第 3 号

平成 23 年 9 月 9 日 午前 10 時 00 分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 22 年度決算の認定について
- 日程第 2 報告第 1 号 平成 22 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 3 報告第 2 号 平成 22 年度資金不足比率の報告について
- 日程第 4 議案第 1 号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 階上町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 号 階上町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 23 年度階上町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 23 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 9 号 平成 23 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 11 号 平成 23 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 8 号 平成 23 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 10 号 平成 23 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 12 号 提案理由説明
- 日程第 16 議案第 12 号 わっせ交流センター整備工事請負契約の締結について
- 日程第 17 議員派遣の件
- 日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1 番	浜 谷 貴 樹 君	2 番	松 尾 國 治 君
3 番	百 目 木 和 俊 君	4 番	大 江 和 夫 君
5 番	林 貢 君	6 番	加 藤 祐 君
7 番	重 文 字 勝 義 君	8 番	鹿 原 章 男 君
9 番	石 川 清 人 君	10 番	山 田 恵 治 君
11 番	郷 州 公 典 君	12 番	松 森 蒿 君
13 番	畑 中 弘 實 君	14 番	木 村 勝 彦 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	久 保 和 子 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	上 博 文 君
町 民 課 長	上 野 文 生 君	保 健 福 祉 課 長	梨 子 謙 一 君
産 業 振 興 課 長	荻 ノ 沢 甚 逸 君	建 設 課 長	田 中 昇 君
教 育 課 長	沼 沢 範 雄 君	会 計 管 理 者	寅 谷 信 廣 君
総 務 課 指 導 監	南 正 人 君	町 民 課 指 導 監	木 村 良 三 君
建 設 課 指 導 監	佐 京 孝 信 君	石 鉢 ふ れ あ い 交 流 館 長	田 中 武 美 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	境 栄 治 君	代 表 監 査 委 員	志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長 浜谷 操 君 総務 G L 長 根 工 君
総務課主幹 平戸 真澄 君

開会の宣告

午前10時00分

開議の宣告

午前10時00分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、認定第1号 平成22年度決算の認定についての件を議題といたします。

この際、代表監査委員より、ただいま議題となりました件についての監査報告の申し出がありますので、報告いたします。

代表監査委員 志民安之助君。

代表監査委員（志民安之助君） 議長のお許しがありましたので、決算審査の意見を申し述べさせていただきます。

地方自治法の諸規定により、町長から審査に付されました平成22年度階上町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算及び財政健全化法に係る健全化判断比率等の審査は、8月22日から24日の3日間に亘り実施いたしました。その詳細につきましては、審査意見書として町長に提出いたしましたので、議員の皆様には、既にご覧いただけたと思っております。

審査意見書で項目ごとに述べておりますが、それでもなお、意を尽くしきれなかった点をここで若干補足させていただきます。

まず、審査の方法であります。平成22年度各会計の歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係諸帳簿並びに証拠書類と照合し、計数の正確性、会計処理の適法性、財産の管理及び運用の効率性などに重点をおき、照会精査し、更に各課長、担当職員から出席を頂いて、詳細に説明を受けて審査しました結果、各会計

及び調書は関係法令に基づき調製され、誤りのないものと認めます。

この審査に係る説明資料の作成、又は、多忙の中を説明に多くの職員からご協力頂きました。お蔭様で、審査事務をスムーズに進めることが出来ましたことに感謝を申し上げたいと思います。

さて、平成22年度の予算は、国の予算及び地方財政計画の動向、更には現下の厳しい財政状況を踏まえ、財政の健全性確保と行財政改革の推進に配意するなど、町民生活に必要な施策について重点的に予算編成されたものと思われます。

一方、地域の産業活動は一部に持ち直しの動きが見られると言われていますが、総じて鈍く、有効求人倍率も低水準で推移しており、町民生活の環境は、依然として厳しい状況が続いているところであります。

当町の財政状況を見ると、歳入の柱である町税収入は、長引く景気低迷により増収が望めないことで、財政に及ぼす影響は非常に大きいことから、自主財源の確保に努力していることと、一方、歳出面においては、財政改革大綱と改革プランに基づく徹底した行財政の推進と、「第四次階上町総合振興計画」に定める基本目標である「快適で安心してらせるまちづくり」等、七つの柱を中心とした「行政改革プロジェクトチーム」を中心に重点的かつ、効果的な施策の展開を図り、町の将来像である「心豊かな生活と安心な暮らし」の実現を目指し、創意工夫を凝らして、経費全般について節減合理化に努めている内容となっているものと思われます。

町財政の根幹をなす町税については、3年続けて収納率が低下していることは残念なことであります。

しかし、関係職員の、収納率向上に日々努力している姿勢は、審査説明の中で強く感じられたところであります。このような、現下の厳しい経済状況から勘案すると、必ずしもその努力は、容易に実を結ばないのも十分理解出来るところであります。

しかしながら、貴重な財源の確保は、町民の暮らしに大きく影響を及ぼすことから、納税者の納税義務と税の公平負担の観点からも、あらゆる方法と知恵を出し合って収納率の向上を図り、一方、不納欠損額の決定には、適法、適正に処理され、更には、収入未済額については、極力その圧縮に一層の努力をお願いするものであります。

次に、財政健全化法に係る健全化判断比率並びに資金不足比率の財政健全化指標については、昨年度と同様に財政の健全化が保たれておりますので、今後もこの状態を維持されることを切望するものであります。

終わりになりますが、今後ますます少子高齢化対策等、扶助費の義務的経費の増加が見込まれていることに加えて、去る3月11日発生した東日本大震災は、数百

年に一度とか千年に一度とも言われる大津波によって、本町に於いても甚大な被害を受けたところであります。

よって、町民が安全で安心して暮らすことが出来るような防災体制の整備等、多くの課題が山積していることから、財政環境は一段と厳しい状況にあると思われます。

これらの課題に的確に対応し、活力ある階上町と「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」を実現するために、引き続き計画的、かつ効率的な行財政運営に努められるよう望むものであります。

以上、申し上げまして審査の意見とさせていただきます。

平成23年9月9日、代表監査委員 志民安之助、監査委員 鹿原章男。

以上であります。

議長（木村勝彦君） 以上で監査報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本決算は、認定することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、平成22年度決算は、これを認定することに決定いたしました。

この際、日程第2、報告第1号 平成22年度健全化判断比率の報告についての件及び日程第3、報告第2号 平成22年度資金不足比率の報告についての件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑ないようですので、これにて報告の件を終了いたします。

日程第4、議案第1号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 1 号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第 2 号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号 階上町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 階上町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号 階上町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 階上町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号 平成23年度階上町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 平成23年度階上町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第10、議案第7号 平成23年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件から、日程第12、議案第11号 平成23年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで、3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、日程第10、議案第7号 平成23年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件から、日程第12、議案第11号 平成23年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで、3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第13、議案第8号 平成23年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件及び、日程第14、議案第10号 平成23年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑ありの声あり）

6番（加藤 祐君） ハイ。

議長（木村勝彦君） 6番、加藤 祐君。

6番（加藤 祐君） 公共下水道も、第1次計画の100haが平成25年までの事業計画の中で順調に推移してきたと思っておりますが、その中でこれから第2次

計画が示されていく訳でございます。

その中で全協でも申し上げましたが、23年度に後期の中で、今年度の中で次の第2次計画の方向性を示すということでございます。全協の中で、12月の議会の中で今度は示すということでございますが、私はこの下水道は必要なものと町的生活環境の中でも是非必要なものと認識しておりますが、この財政難の中に、一番財政を圧迫していくのは下水道であろうと考えます。

第1次計画の元利償還が平成30年と認識しておりますが、その中で今度は、公債費率が上がっていくだろうし、その中でそのものを勘案しながら、見極めながら第2次計画をどのように進めていくか、職員が今、紫波町の辺りに行って、次の第2次計画の下水道の工事をどのように進めたらいいか、先進地を視察していると聞きます。これは是非とも、先進地の中を職員が沢山勉強して、そしてまた、理事者側もまた、議会共々お互いに議論し合いながら、急ぐことは無いと思います。

23年の12月とは、私も聞いてございますが、私はむしろ、それが災害等の中で仕事も忙しい中での事でございましょう。これが、多少2・3ヶ月遅れても来年度に入っても、しっかりした方向性を定めてから、これをやって行かないとその財政がそれに依って、圧迫されていく事は避けた方がよろしいのではないかと考えますので、職員の皆さんも一生懸命、先進地の勉強そして、これからの階上町の財政を考えながら、進めて欲しいと願って、町長の考えをお伺いしたいと存じます。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（木村勝彦君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 加藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

直接的には、今の補正予算には関連しないと思いますが、今年度進めております第2次の計画に向かって、今現在、庁内で関係課共に協議している段階でございます。

そういった中で、今後の方向付けとして大変貴重な有難いご意見をいただきました。

財政そしてまた、他市町村の事例等も十分考慮しながら、階上町にあったものという事で、じっくり検討しながら議員の皆様方にお示して、ご意見を伺って行きたい。

大変ありがとうございます。

議長（木村勝彦君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 平成23年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件及び、議案第10号 平成23年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件、2件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号 わっせ交流センター整備工事請負契約の締結についての件を上程致します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（木村勝彦君） 町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、追加議案として議案第12号 わっせ交流センター整備工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、わっせ交流センター整備工事請負契約を締結するため、提案するものがあります。以上あります。（町長降壇）

議長（木村勝彦） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第16、議案第12号 わっせ交流センター整備工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第12号 わっせ交流センター整備工事請負契約の締結について

の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおりといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおり決定いたしました。

日程第 18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る 9 月 6 日開会の本議会も本日をもって閉会となります。

議員各位には本会議において、提案申し上げました議案につきまして慎重にご審議を頂き原案のとおり議決を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

各議案の執行にあたりましては、万全を期して参りたいと存じますので一層の、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げ閉会に当たってのご挨拶といたします。（町長降壇）

議長（木村勝彦君） これにて平成 23 年第 7 回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前 10 時 26 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

